

## 引取業者・流通業者へのヒアリングで示された 質問・意見と各団体による回答

### 1. 引取業者・流通業者に共通の質問・意見

- 「使用済自動車判別ガイドライン」の策定前後で、中古車・使用済自動車の取引等に変化はあったか。(販売店等が独自に設定する下取り基準への反映等)
- 「使用済自動車判別ガイドライン」について、現状通り引取業者等の判断基準に任せるのか、判別基準等をさらに検討すべきか議論すべき。

### 2. 引取業者に共通の質問・意見

- ユーザーが中古車とするか使用済自動車とするかの判断を行うに際して、適切に情報提供を行っているか、フォローアップを行うべき。
- 解体業者への使用済自動車の引渡価格と、ユーザーからの引取価格の差額について、収益は出ているのか。
- 法施行前後で、ユーザーからの引取価格は変化しているのか。

### 3. 日本中古車販売協会連合会への質問・意見

- ユーザーに対して、中古車とするか使用済自動車とするかの意思確認を行っているか。
- 中古車ディーラーは、解体業者への車両の引渡の際に、使用済自動車かどうかの判断は行わないのか。その際、リサイクル料金は解体業者に負担をさせているのか。
- 中古車ディーラーは、引取業者としての役割を果たしているのか。

### 4. 各団体による回答

事務局より、上記の質問・意見への回答を求めたところ、各団体からの回答は別紙の通り。

## 引取業者・流通業者へのヒアリングで示された質問・意見への対応について

平成26年10月21日  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会

### (ア) 引取業者・流通業者に共通の質問・意見

① 「使用済自動車判別ガイドライン」の策定前後で、中古車・使用済自動車の取引等に変化はあったか。(販売店等が独自に設定する下取り基準への反映等)

A. 現場では、ガイドラインの認識共有化を図りました。  
策定前後における取引等の変化はございません。  
なお、ガイドラインは下取車基準設定時の判断材料として参考に致しました。

② 「使用済自動車判別ガイドライン」について、現状通り引取業者等の判断基準に任せるのか、判別基準等をさらに検討するべきか議論するべき。

A. ユーザーへの情報提供は行われており、現場で問題は出ておらず、現状通り引取業者の判断基準に任せるのが良いと思います。

### (イ) 引取業者に共通の質問・意見

① ユーザーが中古車とするか使用済自動車とするかの判断を行うに際して、適切に情報提供を行っているか、フォローアップを行うべき。

A. 販売店では全数査定を行っており、その際に情報提供を行っております。

② 解体業者への使用済自動車の引渡価格と、ユーザーからの引取価格の差額について、収益は出ているのか。

A. 引渡価格＝引取価格が基本で、収益は出ません。  
※人件費などを加味するとマイナス

③ 法施行前後で、ユーザーからの引取価格は変化しているのか。

A. 法施行前は逆有償となっていたものの、法施行により自動車リサイクル料金がユーザーの負担になったため、総じて有償取引となりましたが、引取車両の価格そのものは従前通り各社の設定基準の中で決めています。

以上

## 引取業者・流通業者へのヒアリングで示された質問・意見への対応について

平成26年10月22日  
(一社) 全国軽自動車協会連合会

第33回合同会議(10月2日開催)において、当連合会からダイハツ東京販売(株)の事例を説明したところですが、下記の質問について、再度、ダイハツ東京販売(株)に聞き取りを行った結果を踏まえ、次のとおり回答致します。

### (ア) 引取業者・流通業者に共通の質問・意見

- ① 「使用済自動車判別ガイドライン」の策定前後で、中古車・使用済自動車の取引等に変化はあったか。(販売店等が独自に設定する下取り基準への反映等)

特に変化はない。

自動車リサイクル法施行(平成17年)時より、中古車・使用済自動車の引取を行う際、ユーザーに対して適切な判断を行うための情報を提供した上で、ユーザーと意思確認書面(リサイクル預託金相当額通知書)を取り交わしており、適正に運用している。

- ② 「使用済自動車判別ガイドライン」について、現状通り引取業者等の判断基準に任せるのか、判別基準等をさらに検討するべきか議論するべき。

ユーザーは自ら引取業者を廻ることで、自由に引取業者を選択できる環境にあること、また、自動車の価値がどのくらいか、中古車とするか使用済自動車とするかの情報についても引取業者から容易に得ることが可能であるため、現状の判断基準で問題ないと考えている。

### (イ) 引取業者に共通の質問・意見

- ① ユーザーが中古車とするか使用済自動車とするかの判断を行うに際して、適切に情報提供を行っているか、フォローアップを行うべき。

「使用済自動車判別ガイドライン」により、ユーザーが中古車とするか使用済自動車とするか適切に判断できるよう必要な情報を提供している。ユーザーが自由に引取業者を選択できる環境下では、不当に安い価格での引取りはありえないのではないかと。

- ② 解体業者への使用済自動車の引渡価格と、ユーザーからの引取価格の差額について、収益は出ているのか。

ユーザーに対して適切な判断を行うための情報を提供した上で、使用済自動車として引取ることになった場合、その後に必要となる行政上の手続き等を説明し、ユーザーの承諾を得たうえで、無償で引取るが、その後の①一時抹消登録手続きの代行、②自賠責保険の解約手続き・返金手続きの代行、③使用済自動車の一時保管管理、④解体業者への引渡し作業、⑤永久抹消登録手続き・重量税還付手続きの代行を全て無償(販売会社負担)で行っているため、収益は出していない。

- ③ 法施行前後で、ユーザーからの引取価格は変化しているのか。

法施行後は、(イ) ②のようになった。

## 引取業者・流通業者へのヒアリングで示された質問・意見への対応について

平成26年10月22日

(一社) 日本中古自動車販売協会連合会

### (ア) 引取業者・流通業者に共通の質問・意見

① 「使用済自動車判別ガイドライン」の策定前後で、中古車・使用済自動車の取引等に変化はあったか。(販売店等が独自に設定する下取り基準への反映等)

**【回答】:**中古車販売店は、下取りを求める所有者に対しての情報提供としては、具体的な経年数や走行距離数といった基準では行えないが、「使用済自動車判別ガイドライン」が策定されたことにより、イエローブック・オークション相場情報等の提供を推奨する旨が記載され、情報提供の方法について大きな役割を果たしていると考え、ガイドライン策定前も同様の方法で情報提供を行っていたので、取引等に大きな変化は見られていない。

② 「使用済自動車判別ガイドライン」について、現状通り引取業者等の判断基準に任せるのか、判別基準等をさらに検討するべきか議論するべき。

**【回答】:**現状通りで問題ないとする。

### (イ) 引取業者に共通の質問・意見

① ユーザーが中古車とするか使用済自動車とするかの判断を行うに際して、適切に情報提供を行っているか、フォローアップを行うべき。

**【回答】:**所有者が使用済自動車とすることを希望していて、引取業者の判断で中古車としての再販ができないことが明らかな場合は、新たな情報提供は必要ないとする。

また、所有者が中古車としての取引を希望していて販売業者として中古車としての取引が適切であると判断した場合も特に情報提供は必要ないとする。ただし、販売業者が中古車としての再販が困難であると考えた場合は、ユーザーに対する適切な情報の提供は必要になる。

その際に適切な情報提供が行われているかについては、使用済自動車になった場合の価格は中古車としての取引より下落するため、ユーザーの理解を得るためにユーザーに対しては十分な情報提供を行っていることが当然である。

② 解体業者への使用済自動車の引渡価格と、ユーザーからの引取価格の差額について、収益は出ているのか。

**【回答】:**サンプリング調査の結果では、ユーザーから使用済自動車として引取った場合の平均は収支均衡となっている。

③ 法施行前後で、ユーザーからの引取価格は変化しているのか。

**【回答】:**法施行前は逆有償のケースがあったが、法施行後はリサイクル預託金相当額分については、すでに支払われているため使用済自動車の取引価格はその分上昇し、逆有償となる場合はなく総じて有償取引となっている。

(ウ) 日本中古車販売協会連合会への質問・意見

① ユーザーに対して、中古車とするか使用済自動車とするか意思確認を行っているか。

【回答】:中古車販売の契約過程で下取車を中古車とするか使用済自動車とするかのユーザーの判断のために、自動車重量税の還付制度、リサイクル預託金制度、自動車税相当額、自賠責保険料相当額の収受について説明を行った上で、ユーザーの中古車とするか使用済自動車とするか意思確認を行い、注文書、譲渡書等の必要書類の作成を行っている。

② 中古車ディーラーは、解体業者への車両の引渡の際に、使用済自動車かどうかの判断は行わないのか。その際、リサイクル料金は解体業者に負担をさせているのか。

【回答】:販売努力をしたが販売できなかった車両については、所有者の判断で使用済自動車として引渡し、リサイクル預託金相当額は販売店が負担している。

③ 中古車ディーラーは、引取業者としての役割を果たしているのか。

【回答】:中古車販売業者の引取業者数は2013年度時点で9,318社であり、使用済自動車の引取りの求めに応じた引取り業務が発生している業者数は2,411社である。引取業務を十分果たしていると考える。

## 引取業者・流通業者へのヒアリングで示された質問・意見への対応について

平成26年10月21日  
一般社団法人日本オートオークション協議会

### (ア) 引取業者・流通業者に共通の質問・意見

- ① 「使用済自動車判別ガイドライン」の策定前後で、中古車・使用済自動車の取引等に変化はあったか。(販売店等が独自に設定する下取り基準への反映等)

#### 回答

「使用済自動車判別ガイドライン」策定後は、特別委員会を設置するとともに、オークション会場では出品を断っている事例の紹介を通じて、それまでは何も決められていなかったものが、入庫時検査などにおいて参考情報として機能し、ガイドライン策定後は出品を断るなど変化が生じている。

- ② 「使用済自動車判別ガイドライン」について、現状通り引取業者等の判断基準に任せるのか、判別基準等をさらに検討するべきか議論するべき。

#### 回答

今の、ガイドラインのままで良い